

国土交通技術行政の基本政策懇談会 運営規約について

○国土交通技術行政の基本政策懇談会の座長及び議事について

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会のワーキンググループとして、国土交通技術行政の基本政策懇談会を設置する。

1. 座長

- (1) 懇談会に座長を置き、当該懇談会に属する委員のうちから、技術部会長が指名する。
- (2) 懇談会は、座長が招集する。
- (3) 座長に事故があるときは、懇談会に属する委員のうちから技術部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- (4) 座長は、議長として懇談会の議事を整理する。
- (5) 懇談会の開催については、定足数は設けない。

2. 議事の公開

- (1) 懇談会又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、懇談会及び議事録を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書の場合においては、議事要旨を公開するものとする。
- (3) 前 2 項の規定にかかわらず、懇談会、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、懇談会、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(参考) 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 運営規則 (抜粋)

(ワーキンググループの設置)

第 8 条 技術部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置し特定の課題に係る議論をさせたいうで、意見を聴取することができる。

(ワーキンググループの委員)

第 9 条 ワーキンググループに属する委員は、議題に応じて、技術部会長が指名する。

(委員以外の者の招聘)

第 10 条 技術部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、ワーキンググループの出席及び説明を求めることができる。

(雑則)

第 11 条 (略)

- 2 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手続その他運営に関し必要な事項は、技術部会長が定める。